

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 26 年 10 月 14 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成26年8月18日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者が行おうとする行為は、保険業法第2条第1項に定める「保険業」に該当しないとはいえない。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業は「保険業」に該当するものとされている。また、「偶然の事故」にいう「偶然」とは、損害を生じる原因となる事実の発生の有無、発生時期、発生態様のいずれかが、客観的又は主観的に不確定であることをいうとされており（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－1－1（1）①）、「保険料の収受」には、保険料と明示されていなくとも、保険料相当分を当該事業者が社会通念上明らかに受領している場合が含まれるとされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－1－1（1）②）。

また、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約については、法令上、保険給付の方法が金銭に限定されているが（保険業法第3条第4項第1号・第2号、保険法第2条第1号）、損害保険及び傷害疾病損害保険契約については、損害

をてん補するために現物給付を行うことも認められると解されている。

これに照らすと、照会者が会員より毎月金員を収受し、会員が要介護状態になった場合に、第三者を通して、公的介護保険ではカバーされない身体介護や生活支援サービスの提供を行う業務（以下、「本件業務」という。）は、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業に該当しないとはいえない。

したがって、本件業務は、保険業法第2条第1項に定める「保険業」に該当しないとはいえない。

以上